

課題説明シート

タイトル	岡崎市コミュニケーション条例（仮称）の制定	
課題を抱える事業等の概要	<p>人と人とお互いの感情を分かり合い、意思疎通を図るために、コミュニケーションは必要不可欠です。同時に、コミュニケーションの手段は、一人ひとりの生い立ちや障がいの程度などにより様々です。</p> <p>本市は、障がいのあるかたもないかたも同じように情報を取得して意思や感情を伝えあい、日常生活や社会生活においてお互いを尊重し、共に支えあう地域社会の実現を目指しています。</p>	
課題の概要	<p>本市では、障がいの有無に関わらず、互いにコミュニケーションを取り合える地域社会の実現を目指すための第一歩として、長年ろう者を中心に大切にはぐくまれてきた「手話が言語である」という認識のもと、手話言語に対する理解を広げるため、市内の障がい者団体の意見も取り入れながら検討を重ね、「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」（令和4年岡崎市条例第15号）を制定しました。</p> <p>条例の制定へ向けて当事者の皆様からの意見をいただき、関係する団体との協議を重ねる中で、コミュニケーションの手段は障がいの種類や程度等により様々であり、さらに多様な障がいを持つ方々の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図り、障がいを持つ方々の更なる社会参加と市民の理解を促進するための条例も制定してほしいとの意見をいただきました。</p> <p>このため、コミュニケーション条例（仮称）の制定に関する検討及び準備を重ねてきました。</p>	
課題解決の手段・道筋	令和5年度中を目標としてコミュニケーション条例（仮称）を制定する予定です。	
課題解決にあたっての留意事項等	コミュニケーション条例（仮称）は、内閣府の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び愛知県の手話言語・障害者コミュニケーション条例を踏まえて制定する方針です。	
担当部署	福祉部障がい福祉課施策係 Tel:0564-23-6163	
参考情報 (関連HPや 計画等)	名称	URL
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（内閣府）	https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhousyutoku.html
	手話言語・障害者コミュニケーション条例（愛知県）	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shuwagengojyorei-fukyukeihatu.html